

花巻市新花巻図書館計画室ユーチューブ運用方針

(趣旨)

第1 花巻市生涯学習部新花巻図書館計画室では、新花巻図書館整備に関する情報等を動画により発信するため、ユーチューブ (YouTube) に花巻市新花巻図書館計画室チャンネルを開設します。当チャンネルは、利用者に誤解や混乱が生じないように、下記の方針に従って運用することとします。

(チャンネル情報)

第2 運用するチャンネルは、次のとおりとします。

チャンネル名：花巻市新花巻図書館計画室チャンネル

アクセス URL： <https://www.youtube.com/channel/UCLVOIXCXwurgUKA7833uFvw>

(運用管理者等)

第3 運用管理者、投稿者、運用に関する問い合わせ先は、次のとおりとします。

運用管理者：生涯学習部新花巻図書館計画室長

投稿者：生涯学習部新花巻図書館計画室担当職員及び運用管理者が定める部署の職員

問い合わせ先：生涯学習部新花巻図書館計画室 電話 0198-41-3615

(情報発信の目的)

第4 新花巻図書館の整備情報等を、動画によりわかりやすく発信することで、新花巻図書館整備事業への興味・関心を持つ人を増やすことを目的とします。

(発信する情報の内容)

第5 発信する情報の内容は、次のとおりとします。

(1) 新花巻図書館整備に関連する情報

(2) その他、市が必要と認めた情報

(対応時間等)

第6 投稿は、原則として、土日祝日及び閉庁日を除く平日の執務時間内において不定期に行うものとします。ただし、必要に応じてこれ以外の時間に投稿を行う場合があります。

(コメント等投稿)

第7 当チャンネルへのコメント等を行うにあたり、下記の事項に該当する内容の投稿を禁止します。禁止行為を行った、又は行う恐れがあると運用管理者が判断した場合は、予告なく投稿の全部又は一部を削除し、利用制限等を行う場合があります。

(1) 法律、法令等に違反する内容、又は違反する恐れがある内容

(2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの

(3) 政治、宗教活動を目的とするもの

(4) 著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の知的所有権を侵害するもの

(5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

(6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの

(7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容

- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) ユーチューブ利用規約に反するもの
- (13) その他運用管理者が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

(コメント等に対する返信)

第8 市が投稿した内容に対するコメント等については、原則として個人に返信いたしません。返信が必要な質問や意見については、花巻市ホームページ上のメール送信フォームをご利用ください。投稿内容の錯誤や誤字脱字等にかかる指摘に対しては状況に応じて適切に対応するものとします。

(知的財産権)

第9 当チャンネルに掲載している情報（動画、文章、画像等）に関する知的財産権（著作権等全ての権利）は花巻市または原作者に帰属します。当チャンネルの内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた行為を除き、無断で転載等を行うことはできません。ただし、当チャンネルへのリンクや、ソーシャルメディア上で「シェア」の機能を使用し、掲載していただくことは問題ありません。

(個人情報の取り扱いについて)

第10 当チャンネルの運用により取得した個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱うこととします。

(免責事項)

第11 花巻市が運用するユーチューブの免責事項については、次のとおりとします。

- (1) 掲載する情報については細心の注意を払うこととしますが、事業の中止や変更など、やむを得ない理由により事実と異なる結果となることがあるため、投稿の正確性、完全性、有用性を保証するものではありません。
- (2) 当チャンネルの利用にあたって発生した直接的、間接的な損失やトラブル等について、花巻市は一切責任を負わないものとします。
- (3) 当チャンネルの運用方針及び内容は、適宜見直すものとします。
- (4) ユーチューブの利用方法など技術的なご質問等について、花巻市は一切お答えすることができません。

(成りすまし等の対応)

第12 花巻市の成りすましを発見した場合は、運用管理者へ連絡するとともに、花巻市ホームページなどにおいて、成りすましアカウントが存在する旨を告知し、注意喚起を行います。

(適用)

第13 この運用方針は、令和6年3月7日から適用します。

(その他)

第14 この運用方針に定めるもののほか、必要な事項については、運用管理者が別に定めることとします。